

日本民藝館 写真貸出利用規則

(1) 利用の申込

当館所蔵品及び資料類の写真利用の申請にあたっては、「写真貸出利用申込書」に、利用者、目的、期間、方法等の明細をご記入の上、ご提出下さい。なお、利用条件の変更がある場合は、必ず連絡をしてください。

(2) 写真の貸出期間

フィルムや紙焼の貸出期間は1箇月を原則とし、フィルムの場合はデュープ代の実費を、また新たに紙焼を作成する場合は、その実費を申し受けるものとします。

(3) 作品の部分利用やトリミング

作品のイメージを傷つける利用はできません。作品の部分利用やトリミングを予定している場合は、事前に利用態様を確認した上で許諾することとします。

(4) 権利処理

著作権に係る問題は、申請者において責任を負うものし、著作権保護期間中の作家の作品写真を利用する場合は、別途権利者の利用許諾を受ける必要があります。

(5) 利用制限

公序良俗に反する目的、その他違法な目的には利用できません。

(6) 必要な表示

出版物、テレビ番組等に当館所蔵作品の写真を利用する場合には、必ず作品名、作家名、所蔵先名「日本民藝館所蔵」などのクレジットを記載するものとします。

(7) 見本のご提出

印刷物等の成果物、または利用実態がわかるものをご提出ください。

(8) 貸出媒体等のご返却

貸出したCD-R等のデジタル媒体、ポジフィルム、モノクロプリント等は、ご利用後、速やかにご返却ください。送料は、申請者をご負担ください。また、保管されている写真データ、中間生成物等については厳重に管理し、ご利用後、速やかに消去、または廃棄してください。

(9) 目的外利用の禁止

申請時の利用目的や利用方法に反した場合には、承諾後や利用中であっても、貸与取り消しや利用停止等を求める場合があります。また、これにより損害が生じた場合には、申請者に賠償を求めることがあります。

(10) 関連法規の遵守

利用にあたっては著作権法等関連法規を遵守しなければなりません。

(11) 貸出媒体等の紛失

貸出したCD-R等のデジタル媒体、ポジフィルム、モノクロプリント等を損傷あるいは紛失した場合、1写真ごとに補償料10,500円(税込)を申し受けます。

(12) 支払い条件

申請者は「料金規定」に基づいた写真利用料をお支払い下さい。

写真利用料およびデータコピー料、デュープ料、モノクロプリント料、送料等のお支払いについては、当館指定の銀行口座へお振込みください。振込手数料については、申請者にご負担願います。

(13) 料金規定

	出版等の利用			広告などの 商業的利用	映像利用	ネットワーク系 利用	展示利用	
	販売目的でない 学術研究用出版物 /教材利用	一般書籍/ 教科書/ 雑誌の本文	一般書籍/ 雑誌の表紙	広告/PR誌/ カレンダー/ ポスターなど	テレビ番組 CD/DVDなど	ホームページ など (1年以内)	展覧会 パネル	常設展示 パネル
モノクロ 利用	525	7,350	21,000	31,500	21,000	21,000	12,600	21,000
カラー 利用 ※	1,050	12,600		52,500				

※ モノクロの原板をカラー利用される場合には、カラー利用料金を請求致します

- 写真利用料は、利用目的・利用条件別に設定した料金規定に従って決定します。その際、料金は1作品1写真を基本としますが、作品により複数の写真が必要な時には枚数を基準に算定する場合があります。
- 新たに撮影を希望される場合には、別途ご相談ください。
- 所蔵品貸出しに伴う広報印刷物や展覧会図録への写真利用についてはそれを許可し、写真利用料は借用料に含まれるものとします。それ以外の利用に関しては別途申請が必要です。
- フィルムや紙焼写真をご希望の場合は、デュープ代などの実費を申し受けます。(例：4×5サイズ 3,675円)
- フィルムや紙焼、CD-Rなど貸出の際に送料がかかるものについては、送料として525円を申し受けます。(国内一律、税込)
- 料金は、予告なしに変更になることがありますので、ご了承ください。
- 同一写真を再利用(印刷物の再版、放送番組での再放送等)する場合には、再度申請してください。その際、原則として利用料金の50%を申し受けます。
- 商品化のための写真のご利用を希望する場合は、別途ご相談下さい。

東京都目黒区駒場4-3-33

TEL 03 (3467) 4527/FAX 03 (3467) 4537

財団法人 日本民藝館